平成２１年（フ）第８５８号
盛岡市山岸１丁目８番54号　ハイツエルムＢ－５号
債務者　坂下　元成
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７０号
盛岡市西青山３丁目２番６号　リオパレスＫ１－102号
債務者　花石　和子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７１号
岩手県北上市上野町４丁目５番13号　グランヴォワリエ305号、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区真城字柿ノ木下83番地
債務者　佐藤　光枝
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８５号
岩手県花巻市湯本第７地割196番地３
債務者　岡田　直樹
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８９号
盛岡市北松園２丁目９番７号
債務者　畠山　俊幸
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６６号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原712号
債務者　岩川　正和
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３８８号
千葉県千葉市稲毛区山王町423番地の20
債務者　関　　明子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０９号
千葉県八千代市村上南４丁目８番地１　メゾネットＫ102号
債務者　平岩ひとみ（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１１号
千葉県八千代市萱田708番地３　フロイデガーデンフレッサ202
債務者　平塚　高光
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１２号
千葉県八千代市萱田708番地３　フロイデガーデンフレッサ202
債務者　平塚　裕美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１５号
千葉県市原市ちはら台西４丁目10番地　Ｉ棟101号
債務者　村上　幸紀
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３２号
千葉県船橋市芝山１丁目40番７棟303号
債務者　松本　頼和
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８５号
千葉市若葉区中田町2357番地の86
債務者　福田みゆき
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３５４２号
名古屋市天白区原２丁目706番地　メゾン・ド・ジュネス原405号
債務者　福元美千代（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１９号
愛知県春日井市篠木町３丁目44番地
債務者　加藤　仁子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６６２号
名古屋市緑区浦里１丁目160番地　グランドハイツ浦里705号、住民票上の住所名古屋市天白区天白町大字八事字裏山134番地の１コーポ緑ケ丘207号
債務者　澤田　由美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７３号
名古屋市南区観音町９丁目87番地　プランドールM202号
債務者　遠山　有司
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部